

身体障がい者の運転免許取得費・自動車改造費を助成します

【問合せ】福祉課障がい福祉係

☎773-6667

FAX:773-6723

運転免許取得費の助成

第1種普通自動車運転免許を取得する費用の3分の2を助成します。(限度額は10万円)

対象者 次のすべてに該当する人

- ・市内に住所がある
- ・身体障害者手帳(1～4級)を所持している
- ・免許取得により就労など、社会参加が見込まれる

申請に必要なもの

身体障害者手帳、印鑑

※自動車学校に入校する前にお申し込みください。助成金が支払われるのは免許取得後です

自動車改造費の助成

就労などの社会参加のために自動車を改造した場合に、改造費の一部を助成します。

助成額

①本人が運転する場合

上限10万円で実支出額を助成。

②介護者による運転の場合

上限40万円で実支出額を助成。ただし、申請者の属する世帯の課税状況で改造費の3分の2または2分の

1を助成。

対象者 次のすべてに該当する人

- ・市内に住所がある
- ・改造によって社会参加の日数が6か月以上継続して、週1日以上または月4日以上見込まれる
- ・過去5年間に本制度による助成を受けていない

①本人が運転する場合

上肢、下肢、体幹不自由の1級または2級の身体障害者手帳を所持している。または身体障害者手帳を所持し、運転免許に改造要件が記載されている。

②介護者による運転の場合

1級または2級の身体障害者手帳を所持し、車いすを利用している。

※世帯に市民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は対象外

申請に必要なもの

身体障害者手帳、印鑑、改造費用のわかる見積書(既製改造車購入の場合は改造車と標準車の2種類)、カタログ、運転免許証、社会参加の日数を確認できる書類(通勤、通学、通所、通院証明など)

※既存車両を改造する場合は、改造前の車の写真、車検証

申込み 福祉課障がい福祉係か

大和・塩沢市民センターに、申請に必要なものを持参して、お申し込みください。

低未利用土地等確認書を発行します

【問合せ】税務課資産税班

☎773-6668

令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に、譲渡の年の1月1日に所有期間が5年を超え、土地とその上物の取引額の合計が500万円以下など、個人が、一定の要件を満たす低未利用土地等(空き家・空き地・空き店舗など)を譲渡した場合、その譲渡所得の金額から100万円を控除する特例措置が開始されました。

この譲渡所得の控除を受けるには、市町村が発行する「低未利用土地等確認書」を添付して、最寄りの税務署に確定申告書を提出する必要があります。

低未利用土地等確認書の発行

申請に必要なもの

①低未利用土地等確認申請書

※申請書は、税務課まで。市ウェブサイトで確認ができる次のいずれかの書類

②売買契約書などの写し

③低未利用土地等の譲渡前の利用について確認ができる次のいずれかの書類

・市の空き家バンクへの登録が確認

できる書類

・宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告

・電気、水道、ガスの使用中止日が確認できる書類

・その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類

④低未利用土地等の譲渡後の利用について確認ができる書類

⑤申請のあった土地などに係る登記の全部事項証明書

申請書の提出先

税務課(本庁舎)

※「低未利用土地等確認書」は、特例措置の控除が適用されることを確認する書類ではありません。

申請から発行までに7～10日間程度かかります。税務署への確定申告の手続き期限を考慮し、余裕をもって申請してください

発行手数料

1件・300円

低未利用土地等の譲渡所得の確定申告に係る問い合わせ

小千谷税務署

☎0258-83-2090

(自動音声案内)まで